

令和3年4月26日

公立保育所の保護者の皆様へ

宇治市福祉こども部  
部長 星川 修

緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策にかかる  
お願いについて

日頃より保育行政に対し、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月25日に京都府を含む地域において、緊急事態宣言が発令  
されました。

保育所では、引き続き、感染予防を徹底してまいります。保護者の皆様におか  
れましても、各ご家庭での感染予防を一層徹底していただきますよう、お願いいた  
します。

#### ☆家庭での保育にご協力をお願いします

保育所におきましては、これまでから感染予防に努めておりますが、保育と  
いう業務の性質上、「密」の状況がどうしても発生してしまいます。お仕事  
がお休みになったり、ご家庭で過ごすことが可能な場合は、少しでも「密」  
の状況を避けるために、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

●体調管理等の注意点については、裏面をご覧ください。

☆体調管理には十分注意していただきますようお願いいたします

1 登所前の体温測定の実施

保育所の登所に当たっては、登所前にお子さんの体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合には、登所することは控えてください。

2 保育中の発熱について

保育中に発熱がある場合は、ご連絡いたしますので、すみやかに迎えに来てくださるよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

3 再登所の目安

再登所をする際の目安は、「解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで」とされています。

4 手洗いや咳エチケットの徹底

手洗いや咳エチケット等、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。

5 送迎について

送迎に当たっては、送迎される方が発熱等体調不良の場合は別の方が送迎していただくようにご配慮をお願いいたします。

お子さんや保護者の方々、同居家族の方々などが「濃厚接触者に特定された場合」、「PCR 検査を受けた場合」、「新型コロナウイルスに感染した場合」等の場合は、必ず、速やかに保育所へご連絡ください。

今後、保育所で新型コロナウイルス感染症の発症者が確認された場合などには、臨時休所等の必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おきください。